

後期高齢者医療保険料を特別徴収で納付している皆様へ

後期高齢者医療保険料徴収額の平準化を図るため、8月の特別徴収額を調整します。調整の方法は、8月の保険料を引き下げるまたは引き上げるかのいずれかの方法となります（年間の保険料は変わりません）。

対象となる方には、「後期高齢者医療保険料仮徴収額変更通知書」を送付いたします。

保険料について、説明いたします。

【特別徴収と普通徴収】

特別徴収… 保険料を年金からの引き落としにより徴収する方法のことです。特別徴収対象の方は、年6回の年金振込時（偶数月）に、約2か月分ずつ保険料が引き落とされます。

普通徴収… 納付書を使用し、金融機関や役場の窓口等で納付する方法や、口座振替で納付する方法のことです。後期高齢者医療では7月から翌年2月までの8ヶ月払いとなります。

【仮徴収と本徴収】

後期高齢者医療の特別徴収は、年度前半（4・6・8月）を「仮徴収」、後半（10・12・2月）を「本徴収」として年6回、年金より引き落とさせていただいています。

仮徴収… 年度の前半には、保険料が確定していないため、4・6・8月の年金振込時には、前年度2月の特別徴収額と同じ金額を引き落とします。4月から新たに特別徴収を開始する場合は、前年度の保険料の約6分の1が1回あたりの仮徴収額となります。

本徴収… 前年中の所得などにより、年間の保険料を算定し、そこから仮徴収分を差し引いた額を、10・12・2月の年金振込時に引き落とします。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
前年度の2月と同様の金額を仮徴収額として 引き落とします。			前年中の所得などに基づき決定した年間保険料から、 仮徴収で納めた額を差し引き、残りの額を 後半3回で納めていただきます。		

【仮徴収と本徴収の金額差について】

上記のように、特別徴収は仮徴収と本徴収に分かれていることから、所得などの変動により年度間で保険料が変動した場合、仮徴収額と本徴収額に金額差が生じます。

例1：本徴収で減額になるケース

前年度の2月の徴収額が4万円の場合、仮徴収額は1回につき4万円となります。
この時点では年間保険料が確定していませんので、本徴収額は未定です。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
40,000 円	40,000 円	40,000 円	?	?	?

7月にその年度の年間保険料を決定します。年間保険料が18万円に決定した場合、
仮徴収で納付された12万円との差額の6万円を本徴収額で徴収しますので、
本徴収は1回につき2万円になります。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
40,000 円	40,000 円	40,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円

例2：本徴収で増額になるケース

前年度の2月の徴収額が2万円の場合、仮徴収額は1回につき2万円となります。
この時点では年間保険料が確定していませんので、本徴収額は未定です。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
20,000 円	20,000 円	20,000 円	?	?	?

7月にその年度の保険料を決定します。年間保険料が18万円に決定した場合、仮徴収で納付された6万円との差額の12万円を本徴収額で徴収しますので、本徴収は1回につき4万円になります。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
20,000円	20,000円	20,000円	40,000円	40,000円	40,000円

【特別徴収の平準化について】

仮徴収額と本徴収額に金額差が生じると、それ以降の特別徴収額は毎年、仮徴収期間と本徴収期間で増減を繰り返すこととなります。そこで、特別徴収ができるだけ均等な金額となるように、8月の徴収額で調整（平準化）します。

【仮徴収額の調整をしなかった場合と調整をした場合の比較】

例えば、前年度の2月の特別徴収が4万円で、当該年度と翌年度の年間保険料が18万円に決定したとして、仮徴収額の調整をしなかった場合と調整をした場合を比較すると、次のようになります。

■仮徴収額の調整（平準化）をしなかった場合

【例】年間保険料が18万円の場合

※保険料は一人ひとり金額が異なります。

《当該年度》

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
40,000円	40,000円	40,000円	20,000円	20,000円	20,000円

《翌年度》前年度の2月の保険料額が仮徴収額の金額となります。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
20,000円	20,000円	20,000円	40,000円	40,000円	40,000円

保険料の調整をしない場合、上記のように、仮徴収額が多くなる年度、本徴収での金額が大きくなる年度と交互に繰り返すこととなります。

■仮徴収額の調整をした場合

《当該年度》8月の調整で、徴収額を減額する場合

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月(調整) ↓	10月	12月	2月
40,000 円	40,000 円	10,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円

《翌年度》前年度の2月の徴収額が、仮徴収額となるので、

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円

《当該年度》8月の調整で、徴収額を増額する場合

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月(調整) ↑	10月	12月	2月
20,000 円	20,000 円	50,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円

《翌年度》前年度の2月の徴収額が、仮徴収額となるので、

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円

上記のように、調整を行うことで、保険料徴収額が平準化されます。

お問い合わせ先 住民係 0555-25-2121 (代)